

京都市告示第655号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成28年3月11日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市北区小山板倉町50番6

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

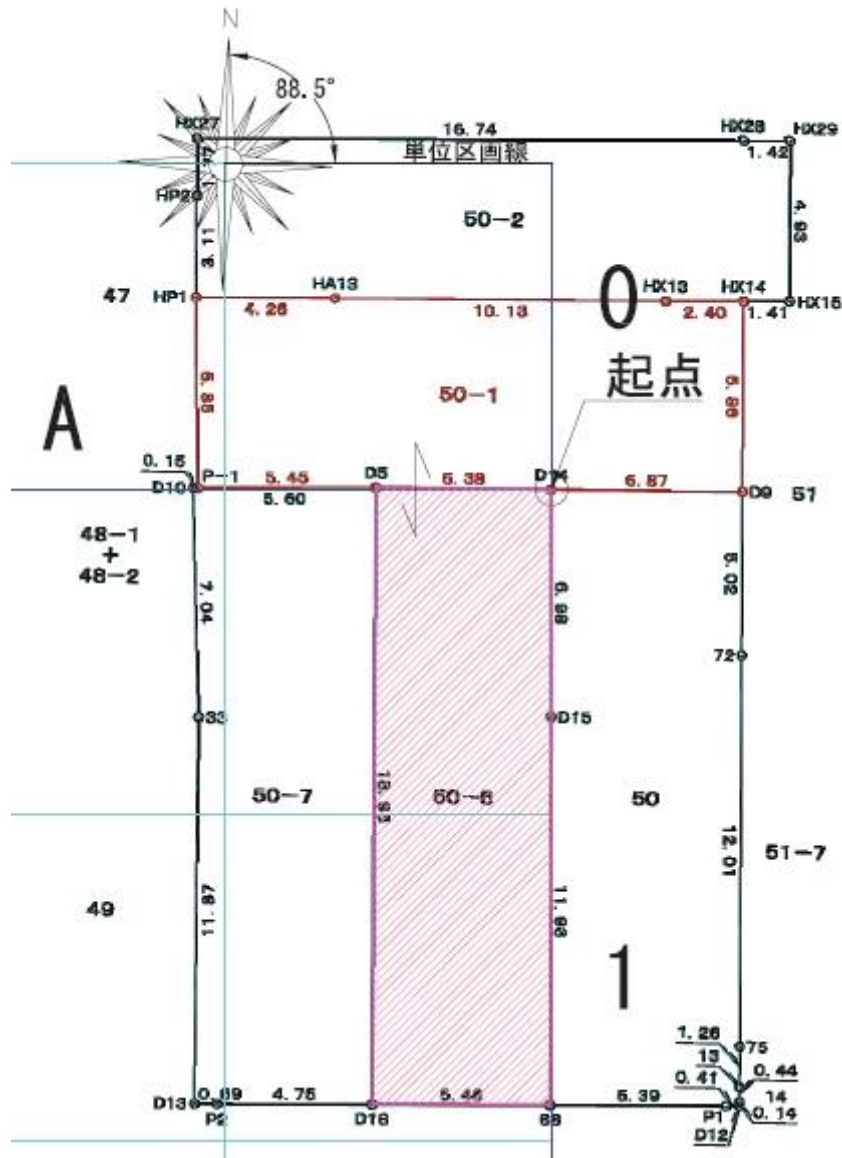
テトラクロロエチレン

3 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める地下水の水質の測定

(環境政策局環境企画部環境指導課)

テトラクロロエチレンの汚染のある区域
(要措置区域：土壌溶出量基準の超過)



凡例

-  土壌溶出量基準不適合範囲 (テトラクロロエチレン)
-  30m 区画線
-  単位区画線
-  区画統合
-  調査対象地

30m		
10m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9